

「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の制定について

株式会社 HOKENYA・SUN(以下、「当社」といいます。)は、「私たちは身近で頼れるプロフェッショナルとして、すべてのお客さまに確かな安心を提供し、活力ある地域社会の実現に貢献します」を経営理念としております。その上で、お客さまからより一層の信頼を得る企業となるため、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を下記のとおり策定しましたので公表いたします。

私たちは、この方針を十分に理解し、実際の行動に移すことで、お客さまに寄り添った活動を行ってまいります。また、時代の変化を的確に捉え、定期的な改善・見直しを行い、その内容を公表してまいります。

2026年3月28日制定
株式会社 HOKENYA・SUN

お客さま本位の業務運営に関する基本方針

■ 方針1. お客さまの最善の利益の追求

当社は、お客さまに信頼される会社として、最善の保険商品とサービスを提供し、お客さまの最善の利益につながるよう、お客さま本位に行動してまいります。

■ 方針2. 利益相反の適切な管理

当社は、お客さまの利益が不当に害されることがないように、利益相反のおそれがある取引の適切な管理に努めてまいります。

■ 方針3. お客さまにとって重要な情報の分かりやすい提供

当社は、お客さまに保険商品の内容・サービス等に係る重要な情報を十分にご理解いただけるように、分かりやすく説明してまいります。

■ 方針4. お客さまに適した商品・サービスの提供

当社は、お客さまのニーズを的確に把握した上で、保険商品・サービスの提供を行ってまいります。また、「お客さまの声」を収集し、サービス向上、業務改善に活かしてまいります。

■ 方針5. お客さま本位の業務運営に関する基本方針の浸透に向けた取組み

当社ホームページへの掲載や、役職員向け研修等を行い、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の浸透に向けて取り組んでまいります。

<ご参考>

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」との関係

○金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」との関係は、以下のとおりです。

金融庁原則	当社基本方針
原則1	方針を策定・公表※
原則2	方針1
原則3	方針2
原則5	方針3
原則6	方針4
原則7	方針5

- ・※表示について。金融庁の原則1は、顧客本位の業務運営に関する策定・公表等についての内容であり、対応する方針はありません。
- ・金融庁原則には、各原則に付されている(注)を含みます。
- ・原則4、原則5(注2)(注4)、原則6(注1～4、6、7)および補充原則は、当社の取引形態上、または該当する商品・サービスの取扱いがないため、方針の対象としておりません。
- ・金融庁原則の詳細につきましては、金融庁ホームページにてご確認ください。

<https://www.fsa.go.jp/policy/kokyakuhoni/kokyakuhoni.html>

(注)金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する基本方針および取組状況」の対応関係は、別添の金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表をご覧ください。

お客さま本位の業務運営に関する取組状況のご報告

「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」に対応する2026年度取組状況(4月時点)については、以下のとおりご報告いたします。

■ 方針1. お客さまの最善の利益の追求

当社は、お客さまに信頼される会社として、最善の保険商品とサービスを提供し、お客さまの最善の利益につながるよう、お客さま本位に行動してまいります。

【取組状況】

当社は、お客さま本位の行動に努めております。その結果、下表のとおり保険契約を保有、継続(更新)させていただいております。これは、当社に対するお客さまの信頼のあらわれと考えております。今後も引き続きお客さま本位の行動に努めてまいります。

★保有契約件数

	2024年3月末	2025年3月末	2026年3月末
保有契約件数	3,350 件	3,288 件	3,671 件

★自動車保険の継続(更新)率

	2026年3月末	2026年4月
継続(更新)率	95.8 %	96.1 %

■ 方針2. 利益相反の適切な管理

当社は、お客さまの利益が不当に害されることがないように、利益相反のおそれがある取引の適切な管理に努めてまいります。

【取組状況】

お客さまの利益が不当に害されたとすご不満(苦情)等は寄せられていないものの、引き続き、利益相反の対象となるおそれのある取引を適切に把握・管理してまいります。また、お客さまの利益が不当に害されることがないように適切な保険募集管理に努めてまいります。

■ 方針3. お客さまにとって重要な情報の分かりやすい提供

当社は、お客さまに保険商品の内容・サービス等に係る重要な情報を十分にご理解いただけるように、分かりやすく説明してまいります。

【取組状況】

保険のお申込みに当たっては、お客さまのニーズに沿った保険商品を選択できるよう、重要事項説明書(契約概要:お客さまに商品内容を正しく理解するための情報、注意喚起情報:お客さまに注意喚起をするための情報)や商品概要資料、商品パンフレット等を使用し、分かりやすい説明に努めております。

■ 方針4. お客様に適した商品・サービスの提供

当社は、お客様のニーズを的確に把握した上で、保険商品・サービスの提供を行ってまいります。
また、「お客様の声」を収集し、サービス向上、業務改善に活かしてまいります。

【取組状況】

- ① 当社は、お客様のニーズを的確に把握しお応えできるように役職員の専門的な金融・保険知識等の習得に向けて、資格取得を奨励・推進しております。また、高齢者の方に対する対応として、「認知症サポーター養成講座」の受講を推奨してまいります。

★専門的な知識の習得に向けた取組状況

資格保有者	2026年3月末 (保有率 b/a、c/a)	2026年4月末 (保有率 b/a、c/a)
損害保険トータルプランナー(b)	1名(14.2%)	1名(14.2%)
ファイナンシャル・プランニング (FP)技能士(2級以上)(c)	3名(42.8%)	3名(42.8%)
募集従事者数(a)	7名(100.0%)	7名(100.0%)

- ② お客様の声をご不満(苦情)だけでなく感謝やご意見なども収集・分析し、その結果を社内で共有し、代理店全体のサービス向上、業務改善に活かすよう、取組んでまいります。

★お客様の声の受付状況

	2026年4月
受付件数合計	2件
お褒め・感謝	1件
ご意見・ご要望	0件
ご不満(苦情)	1件※

※損害保険会社に対するもの

■ 方針5. お客様本位の業務運営に関する基本方針の浸透に向けた取組み

当社ホームページへの掲載や、役職員向け研修等を行い、「お客様本位の業務運営に関する基本方針」の浸透に向けて取り組んでまいります。

【取組状況】

本方針を当社ホームページへ掲載しているほか、全役職員向けにメールで発信し周知しております。引き続き、役職員向けに研修等を行うなど、本方針の一層の浸透を図ってまいります。

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称		株式会社HOKENYA・SUN		
■取組方針掲載ページのURL		https://myhoken.ne.jp/assets/fujihokenyasun/130_fd-1.pdf		
■取組状況掲載ページのURL		https://myhoken.ne.jp/assets/fujihokenyasun/130_fd-1.pdf		
原則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則2	【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	方針1. お客さまの最善の利益の追求	方針1. お客さまの最善の利益の追求
	注 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	方針1. お客さまの最善の利益の追求	方針1. お客さまの最善の利益の追求
原則3	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	実施	方針2. 利益相反の適切な管理	方針2. 利益相反の適切な管理
	注 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 ・金融商品の販売に携わる金融事業者が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合 ・金融商品の販売に携わる金融事業者が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	方針2. 利益相反の適切な管理	方針2. 利益相反の適切な管理
原則4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるような情報提供すべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>
原則5	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨に係る重要な情報を顧客が理解できるような分かりやすく提供すべきである。	実施	方針3. お客さまにとって重要な情報の分かりやすい提供	方針3. お客さまにとって重要な情報の分かりやすい提供
	注1 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む) ・顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性のある場合には、その具体的内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響	実施	方針3. お客さまにとって重要な情報の分かりやすい提供	方針3. お客さまにとって重要な情報の分かりやすい提供
	注2 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるかを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである(注2)～(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>
	注3 金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	方針3. お客さまにとって重要な情報の分かりやすい提供	方針3. お客さまにとって重要な情報の分かりやすい提供
	注4 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同様の商品の内容と比較することが容易となるように配慮した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>
注5 金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	方針3. お客さまにとって重要な情報の分かりやすい提供	方針3. お客さまにとって重要な情報の分かりやすい提供	
原則6	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。	実施	方針4. お客さまに適した商品・サービスの提供	方針4. お客さまに適した商品・サービスの提供
	注1 金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。 ・顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと ・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>
	注2 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>
	注3 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においては、それを十分に理解した上で、自らの責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行うべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>
	注4 金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>
	注5 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組みに係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	方針4. お客さまに適した商品・サービスの提供	方針4. お客さまに適した商品・サービスの提供
	注6 金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の組成に携わる金融事業者に対し、金融商品を実際に購入した顧客属性に関する情報や、金融商品に係る顧客の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図るべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>
注7 金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクトガバナンスの実効性を確保するために金融商品の組成に携わる金融事業者においてどのような取組みが行われているかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>	

原則	【従業員に対する適切な勤務づけの仕組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な勤務づけの仕組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	方針5. お客さま本位の業務運営方針の浸透に向けた取組み	方針5. お客さま本位の業務運営方針の浸透に向けた取組み
	7 注 金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	方針5. お客さま本位の業務運営方針の浸透に向けた取組み	方針5. お客さま本位の業務運営方針の浸透に向けた取組み
補充原則1	【基本理念】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすと同時に自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な資質を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い金融商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行うべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>
補充原則2	【体制整備】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライフサイクル全体のプロダクト・ガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。 その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>
	注1 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から償還に至る金融商品のライフサイクル全体を通じてプロダクト・ガバナンスの実効性や組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するために、管理部門等による検証の仕組みを整備すべきである。その事業規模や提供する金融商品の特性等に応じて、必要な場合には、社外取締役や外部有識者のほか、ファンドの評価等を行う第三者機関等からの意見を取り入れる仕組みも検討すべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>
	注2 金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクト・ガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクト・ガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCAサイクルを確立すべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>
補充原則3	【金融商品の組成時の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致するものであるかを勘案し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。 また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最善の利益を実現する観点から販売対象として適切な顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が浸透するよう情報連携すべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>
	注1 金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であることを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスクリターンコストの合理性を検証すべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>
	注2 金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、取引経緯、知識及び取引目的・ニーズ等を基本として具体的に定めるべきであり、必要に応じて想定される販売方法も留意すべきである。その際、商品を購入すべきでない顧客(例えば、元本毀損のおそれのある商品について、元本確保を目的とする顧客等)も特定すべきである。また、複雑な金融商品や運用・分配手法等が特殊な金融商品については、どのような顧客ニーズに合致させるよう構成しているのか、また、それが当該金融商品に適切に反映されているか検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定すべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>
	注3 金融商品の組成に携わる金融事業者は、製販全体として最適な金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズの把握や想定顧客属性の特定に当たり、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携や必要に応じて実態把握のための調査等に取り組みすべきである。また、金融商品組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者の間で連携すべき情報等について、事前に取決めを行うべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>
補充原則4	【金融商品の組成後の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行うべきである。 また、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているかを検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>
	注1 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスクリターンコストのバランスが適切かどうかを継続的に検証すべきである。当該金融商品により提供しようとする付加価値の提供が達成できない場合には、金融商品の改善、他の金融商品との併合、繰上償還等の検討を行うとともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクト・ガバナンス体制の見直しも、必要に応じて活用すべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>
	注2 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から受けるべきである。情報連携すべき内容は、より良い金融商品を顧客に提供するために活用する観点から実効性のあるものであるべきであり、実際に購入した顧客属性に係る情報のほか、例えば顧客からの苦情や販売状況等も考えられる。金融商品の販売に携わる金融事業者から情報提供を受けられない場合には、必要に応じて金融商品の販売方法の見直しも検討すべきである。また、金融商品の販売に携わる金融事業者から得られた情報を踏まえた検証結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者に還元すべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>
	注3 金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行うべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者の間で連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>
補充原則5	【顧客に対する分かりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクト・ガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行うべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>
	注1 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用体制について個々の金融商品の商品性に応じた情報提供を行うべきである。例えば、運用を行う者の判断が重要な金融商品については、当該金融事業者のビジネスモデルに応じて、運用責任者や運用の責任を事実的に負う者について、本人の同意の下、氏名、業務実績、投資哲学等を情報提供し、又は運用チームの構成や業務実績等を情報提供すべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>
	注2 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行うべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>	「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の下部<ご参考>
【照会先】				
		部署	東京本社	
		連絡先	電話番号: 03-5498-7344 メールアドレス: kiku201305@outlook.jp	